

(1) 令和7年度実績について

1 取組内容

- 重点エリアとして設定した「津波浸水地域」、「中央構造線・直下型地震地域」、「山地災害地域」、「洪水浸水地域」の各区域の地籍調査の促進。
- 社会資本整備総合交付金を活用し、社会資本整備のストック効果の早期発現、頻発する土砂災害の事前防災対策等、社会資本整備に先行した地籍整備の実施を促進。
- 公共事業に先行した地籍調査の実施。
- 境界保全に役立つ「森林境界の明確化（森林施業集約化支援交付金事業）」により、後続の地籍調査を円滑に実施。
- リモートセンシング技術（航測法）普及のため、市町村担当者が出席する「航測法研修会」を開催。
- 地籍調査に関する専門知識を有する専門家の活用。

2 進捗率

- （別紙1）のとおり

(別紙 1)

徳島県の地籍調査実施状況

○ 徳島県進捗率

	進 捗 率	当 該 年 度 進 捗 率
令和 7 年度	45. 8%	0. 9%

○ 市町村別進捗率

(令和 7 年度末)

市町村名	進 捗 率	市町村名	進 捗 率
徳島市	21. 9%	神山町	17. 2%
鳴門市	35. 2%	那賀町	38. 4%
小松島市	68. 8%	牟岐町	20. 9%
阿南市	19. 4%	美波町	15. 7%
吉野川市	100. 0%	海陽町	7. 9%
阿波市	84. 7%	松茂町	100. 0%
美馬市	53. 3%	北島町	100. 0%
三好市	60. 8%	藍住町	26. 1%
勝浦町	47. 5%	板野町	37. 7%
上勝町	93. 9%	上板町	37. 5%
佐那河内村	21. 6%	つるぎ町	77. 8%
石井町	74. 2%	東みよし町	59. 1%

○ 防災・減災対策の重点エリアの進捗率

(令和 7 年度末)

重点エリアの名称	進 捗 率
津波浸水地域	79. 5%
中央構造線・直下型地震地域	61. 9%
山地災害地域	71. 8%
洪水浸水地域	62. 8%
重点エリア全体	68. 2%

(2) 令和8年度計画について

災害に強いとくしまづくり地籍調査促進方針（令和8年度版）

1 地籍調査重点実施区域

地籍調査は、資源である土地について、最適な利活用と保全が図られ、これが安定的に維持されるよう、土地にかかる情報及び境界の調査を行い、土地に関する戸籍というべき地籍を明確にするものである。

南海トラフ巨大地震や、近年、激甚化・頻発化する豪雨・洪水災害、さらには、中山間地域における所有者・境界不明土地の増加に備えるため、「津波浸水地域」、「中央構造線・直下型地震地域」、「山地災害地域」、「洪水浸水地域」を防災・減災対策の4つの重点エリアと位置づけ、地籍調査に取り組む。

2 部局間連携

危機管理部、県土整備部及び地籍担当の農林水産部が一層の連携を図り、被害想定地域における地籍調査の推進を図る。

3 推進方策

(1) 防災・減災対策の重点エリア

①津波浸水地域

南海トラフ巨大地震に備え、災害予防や迅速な復旧・復興に資するため、木造建築の全壊となる割合が大幅に増加する「津波浸水想定区域2 m以上」のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

②中央構造線・直下型地震地域

中央構造線・直下型地震で、地盤のズレによる甚大な被害が想定される活断層帯付近の区域のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

③山地災害地域

過疎高齢化が特に著しく、境界に精通している者が少なくなっている地域、又は、地すべり等の危険性が特に高い地域のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

④洪水浸水地域

国、県管理河川及び防災重点ため池の浸水想定エリアのうち、調査未了の地域を重点的に実施する。

(2) 公共事業に先行した地籍調査

公共事業における計画立案や用地取得を円滑に行うため、公共事業に先行した地域の地籍調査を実施する。

(3) 休止市町への働きかけ（鳴門市、板野町）

現在休止状態となっている2市町について、地籍調査の再開が、速やかに、かつ、円滑に行われるよう各種の働きかけを行う。

＜具体的な方策＞

1 地籍調査実施計画の検討

(1) 地籍調査の年度実施計画（実施地域等）の共有

【危機管理部、農林水産部、県土整備部】

2 地籍調査の推進

(1) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成する「推進計画」に地籍調査を位置付けるための指導助言

【危機管理部】

(2) 公共事業に先行した地籍調査の推進

【農林水産部、県土整備部】

(3) 市町村の人的負担軽減のため、地籍調査の大部分を一括して外部委託できる

包括委託（国土調査法第10条第2項委託）の活用

【農林水産部】

(4) 地籍調査をスピードアップするための国への提言

【農林水産部】

(5) 休止市町の円滑な地籍調査再開のため、支援制度に関する「研修会」や

地籍調査に係る課題、ノウハウの共有化のため先進市町村との「意見交換の場」を設ける。

【農林水産部】

(6) リモートセンシング技術（航測法）の市町村への普及

【農林水産部】

3 用地測量の活用（国土調査法第19条第5項指定の申請）

【農林水産部、県土整備部】

公共事業等で実施した用地測量成果を、登記所の正式な図面とすることができる

国土調査法第19条第5項指定の申請を公共事業担当部局で積極的に活用

4 「森林境界の明確化」の積極的活用

【農林水産部】

- ・事業内容：境界が不明確な森林において、立会等による境界確認や測量を行い、境界を確定する。

- ・事業実施主体：徳島森林づくり推進機構、森林組合等